

令和8年度チャレンジマインド育成事業 講師招聘業務委託に係る提案競技実施要領

1 名称 令和8年度チャレンジマインド育成事業 講師招聘業務委託

2 目的

- 急激に変化する社会に柔軟に対応する力と態度を身につけるために、児童のチャレンジマインドの育成を図るとともに、より質の高いキャリア教育を目指す。
- 起業家や著名人等による講話を通して、児童が自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

3 事業実施期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 総事業費 1,500千円（上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※見積額が上記金額を超える場合は失格とする。

5 委託内容

- (1) 起業家や著名人をゲストティーチャー（以下「GT」という。）として招聘し、講話や体験的な学習活動等を含んだ授業の企画、実施
- (2) 実施前後における教育委員会及び学校との連絡調整等

6 スケジュール

- (1) 募集開始 3月18日（水）
- (2) 質問締切 4月2日（木）17:00まで
- (3) 申込締切 4月15日（水）17:00まで
- (4) 提案締切 4月22日（水）17:00まで
- (5) 提案説明 4月28日（火）午前～【予定】
- (6) 事業者決定 4月30日（木）以降

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、こ

の提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年4月2日（木）17:00までに提案競技質問書（様式1）に記載の上、Eメールで照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、受付終了後3営業日以内に本市ホームページに掲載する。

- ・ 質問提出先 福岡市教育委員会 指導部 学校企画課 阿部
Eメール：gakkokikaku2.BES@city.fukuoka.lg.jp
電話番号：092-711-4638

9 参加申込

応募資格を確認し、プレゼンテーション等の時間、場所を設定するために、下記のとおり参加申込すること。

- (1) 参加申込書の提出期限・提出方法
令和8年4月15日（水）17:00までに、郵送(必着)または持参すること。
※郵送の場合は特定記録又は簡易書留とし提出期限までに必着のこと。
※提出期限以降の提出は受け付けない。
- (2) 郵送・持参先
〒810-8621 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所11階
福岡市教育委員会 指導部 学校企画課 阿部
- (3) 提出書類
以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有

効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式2）

② 登記事項証明書等

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履行事項全部証明書でも可）。

注2) 法人格を有しない任意団体（権利能力のない社団）の場合は、①団体の規約及び②団体の代表者を選任した総会等の議事録を提出すること。

注3) 上記のいずれも提出できない場合は、団体を代表する者の身分証明書（本籍地の市区町村発行。外国人の方は、住民登録している市区町村発行の住民票）を提出すること。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

注3) 団体名義で証明書が提出できない場合は、団体を代表する者の市町村税を滞納していないことの証明書を提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

注3) 団体名義での証明書が提出できない場合は、団体を代表する者の消費税及び地方消費税納税証明書を提出すること。

⑤ 委任状（様式3）

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書（様式4）

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式5）

注1) 様式5に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社・有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人・協同組合・協同組合の理事、法人格を有しない任意団体の代表者をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表等の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 上記が提出できない場合は、団体の会計報告書（経理状況が分かるもの）を提出すること。

⑨事業概要が分かる資料（パンフレット可）

(4) 提出部数

1部

10 事業提案書等の提出について

(1) 提出期限・提出方法

令和8年4月22日（水）17:00までに、郵送(必着)または持参。

(2) 郵送・持参先

「9 参加申込（2）」に同じ。

(3) 提出書類

① 事業提案書

・書式は自由、A4サイズ、横書き、15ページ以内（表紙除く）

・提案書等は、全体にわたって参加事業者名が分からないようにすること。

・提案書は丸型2穴をあけ、脱着可能な状態でフラットファイル等に綴じ込むこと。

② 見積書（任意様式）

③ 同種又は類似業務の実績表（様式6）※実績があれば提出

(4) 提出部数

10部

※事業提案書と見積書は、10部中1部に事業者名を記載し、代表者印を押印すること。

(5) その他

① プレゼンテーションは、提出された事業提案書をもとに行う。

提案説明の際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、事業提案書の提出時に申し出ること。

② 参加申込後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

11 選考

(1) 提案説明

事業提案書の提案があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行う。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する者が行う。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間や場所は、後日、対象事業者に通知する。

① 日 時：令和8年4月28日（火）午前【予定】

② 場 所：福岡市教育委員会会議室【予定】

③ 説 明：時間は15分（説明10分、質疑応答5分）

出席者は1団体2名まで。

④ 審 議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し最も優秀な案を選考する。

※提案協議参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施する。

⑤ 決定通知：令和8年4月30日（木）以降に市ホームページに結果を掲載。

(2) 審議に付する事項

当事業運営に関する以下の事項を総合的に審議し優秀案を選定する。

- ① 会社、団体等の概要について
- ② 実施方針について
- ③ 起業家、著名人について
- ④ 授業内容について
- ⑤ 授業実施までのスケジュールについて

12 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。また、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

14 契約

選考委員会での選考に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と速やかに協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

15 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担する。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

16 添付資料

- (様式1) 提案競技質問書
- (様式2) 提案競技参加申込書
- (様式3) 委任状
- (様式4) 誓約書
- (様式5) 役員名簿
- (様式6) 同種または類似業務の実績表
- (様式7) 参加辞退届